



|    |     |      |   |
|----|-----|------|---|
| 町長 | 副町長 | 事務局長 | 係 |
|    |     |      |   |

平成29年3月8日  
8時35分 受領  
平成29年3月8日

伊根町議会議員 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 佐戸 仁志 印



## 一般質問通告書

次のとおり通告します

| 質問事項                  | 質問の要旨  | 質問の相手 |
|-----------------------|--|-------|
| 定期バス<br>路線の除雪につ<br>いて | <p>2月10日、11日、12日に降った数年ぶりの大雪で道路状態が悪くなり、学生・老人・通勤者の足となる定期バスが運休となった。</p> <p>原因と思われる事として、伊根地区の除雪が遅い事、国道178号線の江尻～国分間、与謝の海病院前～橋立中学校前の旧道、文珠地区内の除雪作業がなかった事により20cm以上のわだちができ、車の通行、特にバス等の大型車の通行が出来なかった事だと思われる。</p> <p>11日の深夜に江尻～国分間、13日の午後より岩滝町内の除雪が行われた。文珠地区内は除雪作業がなかったと聞いた。この3区間は住民の苦情があり府の除雪車がブレードを上げて走ると聞く。住民への説明・説得は行政の仕事であり、他市町の事であるが定期バスの運休、通勤時間遅れは我町にとっても大変な事である。府、近隣市町と冬期前の調整が必要ではないか。又、バスの運休を知らずに大雪の中バス停で待つ学生・老人などを多く目撃した。近隣市町には各種の防災行政無線があり、住民に運休を告知する事は可能である。</p> <p>運営業者との冬期前の調整が出来ないか。</p> | 町長    |

発言時間 約 15 分


- (注)
- 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
  - 2 質問の相手は、町長、教育長とする

|        |   |   |      |   |
|--------|---|---|------|---|
| 第 2 号  | 長   | 副議長   | 事務局長 | 係 |
| 29.3.8 |   |   |      |   |
| 伊根町議会  |  |  |      |   |

平成29年3月8日  
9 時 20 分 受領

平成29年3月8日

伊根町議会議長 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 大谷 功 

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 質問事項        | 質問の要旨  | 質問の相手       |
|-------------|--|-------------|
| ○就学援助制度について | ・学校教育費用で、一度に多く支出しなければならないのが、入学準備費用と、修学旅行経費。修学旅行費は伊根町からの支出になっているので、負担はないが、入学準備費用は全額支払わなければならない。就学援助制度の利用者でもいったん保護者が支払い、6から7月に就学援助の採択が決まって後に保護者に支出される。制度利用者にとって大きな負担となっている。入学準備金を入学までに支払えるよう改善できないか。 | 伊根町長        |
|             |  | 発言時間 約 20 分 |

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする。

29.3.-8  
伊根町議会

|    |     |      |   |
|----|-----|------|---|
| 議長 | 副議長 | 事務局長 | 係 |
| 和田 | 伊根  |      |   |

平成 29 年 3 月 8 日  
9 時 2 / 分 受領

平成29年3月8日

伊根町議会議長 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 山根 朝子 

## 一般質問通告書

次のとおり通告します

| 質問事項                                     | 質問の要旨   | 質問の相手       |
|--|---|-------------|
| 安定ヨウ素剤についての住民への説明と希望者への事前配布、服用に関する整備について | <p>原発事故対策としての安定ヨウ素剤の服用は副作用の問題がある。しかし、全身的な放射線被ばくを避けるためには適切なタイミングで服用しないと、その効果は極めて小さくなる。UPZ圏内では、全面緊急事態になった場合において、国が配布・服用の必要性を判断し、その決定が出た場合に服用を開始することになっている。服用する時は、医師の説明や問診が必要となるが、避難場所でごったがえしている時に、その説明を冷静に聞き、副作用のリスクや対応について正確に理解することができるのか。国の指針では、住民への説明は、安定ヨウ素剤を服用する可能性のある地域では、平時から安定ヨウ素剤の理解と服用後の体や健康への影響の理解を得る必要があるとも述べている。安定ヨウ素剤に関する説明会やわかりやすい資料を作成し、住民への配布が必要と考えるが、町長の見解を伺う。</p> <p>また、避難時にどのような事態が発生するかは予測できない中で、安定ヨウ素剤の服用のタイミングは重要であることから、希望者には安定ヨウ素剤の事前配布も考えてはどうか。町が保管しているヨウ素剤は粉体もあるが、これは劇薬に指定されており、服用時は水に溶かさなければならない。この調製は薬剤師や訓練を受けた医療関係者、地方公共団体職員が行うようだが、伊根町ではその訓練を受けた者が何名いるのか。また、ゼリーのほうが安全性が高いと思えるが、粉末を選択する理由は何か。</p> | 伊根町長        |
|  |   | 発言時間 約 15 分 |

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



|     |     |      |   |
|-----|-----|------|---|
| 議 長 | 副議長 | 事務局長 | 係 |
|     |     |      |   |

平成 29 年 3 月 8 日

10 時 00 分 受領

伊根町議会議長 様

平成 29 年 3 月 8 日

伊根町議会議員

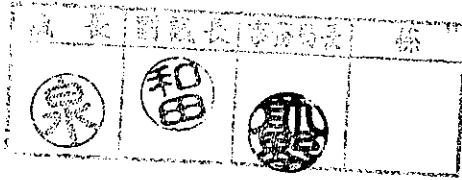
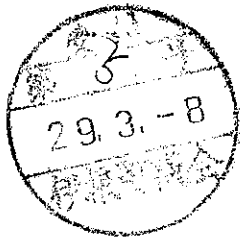
松山 義夫

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 質問事項          | 質問の要旨  | 質問相手 |
|---------------|--|------|
| 免許返納の有効手段について | <p>平成 29 年 3 月 12 日に改正道路交通法が施工されました。その背景には高齢者による交通事故の増加が挙げられます。主な改正内容は、高齢運転者の対策として 75 歳以上の運転者が、認知機能が低下した際に起こしやすいとされた一定の違反行為があった場合に臨時的認知機能検査を行い、その結果が前回検査より悪化した場合には臨時高齢者講習を受講しなければなりません。認知症の恐れがある場合は医師の診断書が必要となるものです。</p> <p>当町においては運転免許証自主返納制度があり、返納された方に対して一定の配慮がなされております。また、高齢者に対する買い物支援バスも月 2 回の運用もなされており高齢者対策にも行政的制度にはならぬ問題が無いように思えますが、はたして運転免許証を返納された高齢者にとって十分な対応といえるのでしょうか。</p> <p>高齢者の方が町営バス、支援バスなどを予定時間の 30 分前から待合場所に出て長時間待つような光景も目にすることがあります。これは高齢者ゆえに、準備に時間を要したり、足腰に支障を抱えているため、待合の場所まで時間を要することもあり、運転手さん、皆さんに待っていただくのが申し訳ないとの思いでしょう。</p> <p>高齢者の方は自分の運転技術の衰えも承知はしているが好きな時間に買い物、診療所など目的地に行きたいが、運転免許証を返納してしまうと従前とは真逆の不便さと外出頻度度の低さから、社会との関わりが減少してしまうことを恐れていると考えられます。</p> <p>当町においては独居老人、高齢者、点在集落、高低差のある点在家屋を見ても町営バスからさらに進んだ有効な手段を早期に検討する必要があると考えられます。</p> <p>他の町村では電話予約制の乗り合いタクシーいわゆるデマンドタクシーも試験運用を経て本格運用を開始しています。予約センターに電話で予約すると、自宅付近までお迎えがあり、病院や買い物など目的地まで行くことができる内容となっています。</p> <p>当町では今後進んで行く高齢社会への交通対策として有効な手段を検討、あるいは試験運用を考えているのか、現状維持なのか町長の考えを伺います。</p> | 町長   |

時間 15 分



平成29年 3月 8 日  
14 時 03 分 受領

平成29年 3月 8 日

伊根町議会議長 様

伊根町議会議員 上辻 亨



### 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項                     | 質問の要旨  | 質問の相手             |
|--------------------------|--|-------------------|
| <p>合同で取り組む学校等の行事について</p> | <p>(1)当町では現在、小学校 2 校、中学校 1 校、各小中学校で行事が行われておりますが春の運動会、廃品回収、学習発表会等、保護者の方も協力参加することもあります、毎年、来賓として見に行かして頂いておりますが、年々、子どもたちの人数も減少傾向にあり、春の運動会では少人数のため学年単位での競技が出来ない状況にあります。本庄小学校では現在、全校生徒 17 名、伊根小学校、42 名、伊根中学校、39 名であります。平成 35 年の小中学校の児童数の推移を調べますと大きく減少することはないように推測されますが、少人数で行事に取り組まれるよりも小学校で取り組みの出来る行事は合同で行うなど、また廃品回収などでは小中学校で取り組むなど検討してみてもはどうでしょうか。</p> <p>また、学校行事では保護者の方の協力が無いとできないものもあります、合同で取り組む行事を通じて各地区の保護者の方たちとの交流もあり、今後、統廃合や小中一貫校の事についての意見や当町の小中学校のあり方についての要望等も出されてくるのではないかと考えますが教育長の考えをお聞きしたいです。</p> | <p>教育長</p>        |
| <p>今後の区民運動会のあり方について。</p> | <p>(2)また伊根町が 4 村合併前から各地区で毎年 10 月に行われている区民運動会がありますが、私の地区の筒川地区では数年前までは、多くの参加もあり賑やかで活気溢れるような区民運動会のように思いましたが、筒川地区も高齢化と人口減少に伴い、参加者も減少し、競技内容についても毎年検討課題となります。高齢化が進み高齢者の方の競技に偏ったり、子どもがいないから、出来なくなったり等の事を毎年役員で検討しているように思います。</p> <p>現在、各地区で区民運動会は行われておりますが、</p>  | <p>教育長<br/>町長</p> |

4村合併当初、約7,700人も現在、約2,200人です。スポーツチャレンジフェスティバルもなくなり、これといった伊根町全地区で協力し合う行事も行われておりません。

取り組み段階として、筒川地区、本庄地区と合同での区民運動会や、朝妻、伊根地区、合同の区民運動会の取り組み、更には伊根町全地区での合同区民運動会の取り組みも必要ではないかと考えます。

4村合併し約60年それぞれで行われていた色々な行事も、各地域で残していけないものもあると思いますが、出来ることから協力し合い、今、合併をしないまま、今後も単独で伊根町として進むには行事等を含め合同で出来ることは協力し合う事が今後の当町のあり方と考えますが、教育長と、町長にお聞きしたいです。

発言時間 約 15分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



|     |       |         |   |
|-----|-------|---------|---|
| 議 長 | 副 議 長 | 事 務 局 長 | 係 |
|     |       |         |   |

平成 29 年 3 月 8 日  
14 時 10 分 受領

平成 29 年 3 月 8 日

伊根町議会議長 泉 敏夫 様

伊根町議会議員 濱野 茂樹

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質問事項            | 質問の要旨  | 質問の相手 |
|-----------------|--|-------|
| 法定外目的税(宿泊税)について | 当町の魅力をさらに高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用等に充てる目的で宿泊税を検討すべきだと考えるが町長の見解を伺う。  | 町 長   |
| 公共交通について        | <p>200 円バスの社会実験が 9 月 30 日で終わる。本格運行には更なる利用者の増加が望まれる。利便性の向上や地域住民の生活サービス向上に向けた更なる対策も必要だと考えるが町長の見解を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線網の維持と物流の効率化による地域住民の生活サービス向上を目的に路線バスで宅急便を輸送する「客貨混載」や観光客の荷物を次の目的地に運ぶ手荷物サービスの検討やコミュニティサイクルや海上タクシー以外の二次交通の整備等新たな対策について検討する考えはないか。</li> <li>・バス停留所には、高齢者の方や外国人の方にもわかりやすいように表示板や字を大きくするとともに、バス停への外国語表記やピクトグラム(絵文字)の使用、QR コードによる時刻表サイトへの誘導を検討する考えはないか。</li> <li>・バス停留所の名称は、施設がある場合、施設名への名称の変更を検討する考えはないか。</li> </ul> | 町 長   |

|                      |  |           |
|----------------------|--|-----------|
| <p>既存施設の利活用等について</p> | <p>今後とも人口減少が見込まれる当町において、地域社会としての存続に際して最低限必要な施設の整備が求められる一方で、老朽化・遊休化しつつある施設については、生活の利便性や安全性等を考慮して地域のニーズをくみ取りながら利活用又は解体撤去を図っていくことも重要であると考えますが町長の見解を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水産加工や学校給食、高齢者への配食サービス等の複合食品加工・調理施設やサテライトオフィス等として整備を検討する考えはないか。</li> <li>・施設においては解体・撤去を検討する考えはないか。</li> </ul>  | <p>町長</p> |
| <p>空き家対策について</p>     | <p>平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定された。市町村は、空家等に関する対策についての計画の作成及び対策の実施等を適切に講じるよう努めるとされ、特定空家等に対する措置として、助言・指導、勧告、命令、代執行という一連の手続が規定されている。特定空き家に指定された管理状態が悪い空き家は、空家等対策特別措置法に則り、各自治体による行政代執行が行われる。</p> <p>当町でも既に特定空き家に該当すると思われる空き家も存在しており、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について、審査、調査等を行うため、客観性を担保した第三者による空き家等審議会の設置や庁内組織体制等、行政代執行に向けた環境整備や一定の基準を満たした空き家の解体補助制度の創設も必要だと考えるが町長の見解を伺う。</p> | <p>町長</p> |

発言時間 約 30 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること  
2 質問の相手は、町長、教育長とする。